



平成 27 年 1 月 29 日

各 位

会 社 名 テックファーム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 千原 信悟
(JASDAQ・コード番号 3625)
問 合 せ 先 取締役副社長 CFO 永守 秀章
(TEL. 03 - 5365 - 7888)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更 並びに決算期変更に伴う業績予想の修正に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 29 日に会社法第 370 条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、平成 27 年 6 月開催予定の臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、決算期変更に伴う業績予想につきましてもお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本日付け「株式会社 E B E の株式取得（子会社化）及び持株会社制への移行に関するお知らせ」にて公表のとおり、株式会社 E B E の当社子会社化及び平成 27 年 7 月 1 日を目処に持株会社制への移行の検討開始に伴い、海外子会社を含め当社グループ全体として決算期を統一することで、事業の一体運営の推進及びより適時・適切な経営情報の開示、かつ当社グループの予算編成や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を図るためであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 7 月 31 日
変 更 後	毎年 6 月 30 日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 24 期は、平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの 11 ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

(1) 平成 27 年 6 月期連結業績予想（平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）

決算期変更の経過期間となる第 24 期の連結業績予想（平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）につきましては、現時点で未定であり、今後、明らかになった時点で速やかに開示いたします。

(2) 平成 27 年 6 月期個別業績予想の修正（平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日）

個別業績予想につきましては、当社の利益が下期偏重傾向にあることから、今回の決算期変更に伴い、下記のとおり修正いたします。

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益	1 株 当 たり 当 期 純 利 益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A） （平成 27 年 7 月期）	3,900	280	270	160	26.45
今回修正予想（B） （平成 27 年 6 月期）	3,600	180	170	100	16.53
増 減 額（B－A）	—	—	—	—	—
増 減 率（％）	—	—	—	—	—
（参考）前期実績 （平成 26 年 7 月期）	3,498	142	139	0	0.13

（注）決算期変更に伴い当事業年度が 12 ヶ月決算から 11 ヶ月決算になるため、増減額及び増減率は記載しておりません。

4. 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年<u>7月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は毎年<u>8月1日</u>から翌年<u>7月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第44条 剰余金の配当は、毎年<u>7月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第44条 剰余金の配当は、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条 定款第43条(事業年度)の規定にかかわらず、平成26年8月1日から始まる第24期事業年度は、平成27年6月30日までの11ヶ月間とする。なお、本附則は第24期事業年度経過後にこれを削るものとする。</u></p>

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成27年6月

定款変更の効力発生日 (予定)

平成27年6月

以 上